

軽米町教育振興基本計画

(平成 30 年度～平成 34 年度)



I C T 機器を活用した授業【晴山小学校】

平成 3 0 年 3 月 策 定

軽米町教育委員会

ごあいさつ

軽米町の先人淵澤圓右衛門は、今から 150 年以上前の江戸時代後期から明治の始まり頃に、農業・酒造業・鉄山経営などを多角的に行う有能な実業家でした。

その著書『軽邑耕作鈔』と『遺言』は、東北を代表する農書・人生訓として、当時の暮らしや農耕法、著者の教養、人間性、自然観などが記されており、岩手県の有形文化財に指定されています。

圓右衛門は、度重なる凶作など自然環境の厳しいこの土地を生き抜くための研究を重ね実践し、冷害に強いヒエを育て、蓄え、そして飢饉の際に配って町民を救うという、確かな実績を残しています。

昔も今も常に変化する社会の中で、その時々々の苦難、課題に立ち向かうためには、「生きる力」を育むことが大切で、そのためには知・徳・体のバランスのとれた人間を育てることが大事であると思います。

教育基本法においても、その目標の一つとして、子どもたちに「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな体を養うこと」をあげています。

軽米町は、昭和 62 年に「生涯学習の町」を宣言し、これまで「協働・参画によるまちづくり」に向けて、町民の主体的な学習活動が展開されて参りました。

今般、前の計画を引き継ぐ形で、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 カ年計画で新しい軽米町教育振興基本計画を策定いたしました。

この基本計画は、町の教育行政の指針となるものであり、本計画に沿って生涯学習をはじめ、学校教育、生涯スポーツ、芸術文化の振興など教育施策を積極的に推進するベースとなるものです。

今後、本町の教育振興を図るため、本計画に掲げた各施策の方針等に基づき、多方面の教育分野に渡り、教育委員会はもちろんのこと、学校、家庭、地域の皆様が一体となって教育活動に取り組んでいただきますことに、町民各位の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、この基本計画の策定にご尽力賜りました審議会委員の方々をはじめ、関係各位に心より感謝を申し上げます。ごあいさつといたします。

平成 30 年 3 月

軽米町教育委員会

教育長 菅 波 俊 美

軽米町教育目標

わたくしたちは、町民憲章の精神を受け、明るく住みよい町づくりをすすめる望ましい町民となるために次の目標を定めます。

1. 健康な心とからだをつくり、進んで仕事に励む人
1. きまりを守り、進んで社会のために尽くす人
1. 思いやりの心を育て、進んで助け合う人
1. 豊かな情操を養い、進んで教養を高める人
1. 自然と文化を大切にし、進んで郷土の発展に努める人

軽米町社会教育目標

わたくしたちは、明るく住みよい町づくりを進める町民となるために次の社会教育目標を定めます

1. 生涯学習に励み、教養を高める町民
2. スポーツに親しみ、健康を増進する町民
3. 生活改善に努め、くらしを豊かにする町民
4. 温かい心を持ち、互いに助け合う町民
5. 郷土を大切にし、住みよい町づくりに励む町民

軽米町学校教育目標

わたくしたちは、広い視野に立ち、生涯にわたり学び続ける心と、町民との協働による、明るく住みよい町づくりの担い手となる人材を育てるために次の学校教育目標を定めます

1. 自ら学び、考え、行動する、知性と創造力豊かな人
2. 勤労を尊び、心身ともに健やかに自立した人
3. 生命を大切にし、互いに認め合う思いやりのある人
4. 自然と文化・伝統を大切にし、郷土を愛する人
5. 規律を守り、平和を愛し、世界に貢献できる人

目 次

基 本 計 画

I 序 論

計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 総 論

第1章 教育を取り巻く諸情勢と課題

1. 少子高齢化、人口減少の進行・・・・・・・・・・ 3
2. 高度情報化の進展・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. グローバル化の進展・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. ライフスタイルの変化・価値観の多様化・・・・ 4
5. 求められる生涯学習の在り方・・・・・・・・・・ 4

第2章 教育施策の基本方向と体系

1. 生涯学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 学校教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 生涯スポーツの振興・・・・・・・・・・・・・・ 6
4. 多様で個性ある文化の創造・・・・・・・・・・・・ 6

III 各 論

【 施策体系図 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第1章 生涯学習の推進

1. 生涯学習推進体制の充実・・・・・・・・・・・・ 8
2. 家庭と地域の教育力向上の推進・・・・・・・・ 9
3. 生涯にわたる学習活動の支援・・・・・・・・ 11
4. 社会教育環境の整備・充実・・・・・・・・・・ 12

第2章 学校教育の充実

1. 幼児教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
2. 義務教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (1) 確かな学力を育む教育の推進・・・・・・・・ 14

■ 児童生徒の学力の向上	14
■ キャリア教育の推進	15
■ グローバル人材の育成	16
■ 情報教育の推進	17
(2) 豊かな心を育む教育の推進	18
■ 道徳教育の充実	18
■ 生徒指導の充実	19
■ 環境教育の推進	20
(3) 健やかな体を育む教育の推進	21
(4) 特別支援教育の充実	22
(5) 地域に開かれた学校づくりの推進	23
(6) 教育環境の充実	24
3. 中高一貫教育の充実	25
4. 教職員研修の充実	26
第3章 生涯スポーツの振興	
1. スポーツ施設の整備・充実と活用促進	27
2. スポーツ活動の活性化	28
第4章 多様で個性ある文化の創造	
1. 芸術文化の振興	29
2. 文化遺産の保存と伝承	29

実施計画

実施計画の策定と推進

1. 策定の目的	31
2. 期間	31
3. 点検と見直し	31
4. 主要事業	31
分野別主要事業	32

基本計画

I 序論

計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月に施行された改正教育基本法では、地方公共団体は教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと定められています。

軽米町教育委員会では、これまで平成 25 年 3 月に、平成 29 年度を目標年次とした軽米町教育振興基本計画を策定し、各般にわたる教育行政施策を推進してきたところです。

今回策定する基本計画では、これまで進められてきた諸施策を踏まえ、この間の社会の変化に対応しながら、今後の本町教育の振興方向と基本的な教育行政施策を明らかにするものです。

教育基本法

第 17 条 政府は、教育の進行に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の進行に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2. 計画の性格

この計画は、本町教育行政の基本的な方向を示すもので、掲げられた施策は、軽米町総合発展計画や他の分野別基本計画との整合性を確保しながら推進するものです。

また、具体的に推進する過程で社会情勢や教育行政の変化に対応して弾力的に運用することとします。

この計画で示す方向や施策については、町民の理解と協力、さらには積極的な参画を求め、国や県に対しては必要な支援、協力を要請するものです。

3. 計画の期間

この計画は、平成 30 年度を初年度とし、平成 34 年度を目標年次とする 5 カ年計画とします。

4. 計画の構成

この計画は、「基本計画」（総論、各論）及び「実施計画」で構成します。

- (1) 総論においては、教育を取り巻く社会の変化と平成 30 年度から今後 5 年間の展望した本町教育の振興方向及び施策体系を明らかにします。
- (2) 各論においては、総論に基づき、教育振興の基本的方針を実現するための施策の方向を明らかにします。
- (3) 「実施計画」では、「基本計画」の実効性を確保するため、具体的な事業計画を明らかにします。

なお、この間において、国、県の施策や社会情勢の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

Ⅱ 総論

第1章 教育を取り巻く諸情勢と課題

1. 少子高齢化、人口減少の進行

我が国は、出生率の低下や平均寿命の伸長により、急激に少子高齢化社会に移行しています。本町においても人口減少は続いており、平成 27 年度の国勢調査では、総人口が 1 万人を割り、今後も減少が予想されています。

児童生徒数の減少を受けて、学校統合が進められ、平成 26 年度にはそれまでの小学校 4 校中学校 4 校の配置から、旧町村単位の軽米小学校、晴山小学校、小軽米小学校の小学校 3 校と軽米中学校の 1 校に統合されました。

また、岩手県教育委員会においても、県立高校における入学者の減少などから高校再編が進められており、県立軽米高校も平成 25 年度からそれまでの 3 学級 120 人から 1 学級減の 2 学級 80 人の募集定員となっています。

進む少子化の影響から子供同士の交流不足などにより、社会性を育てる場が減少しているため、意図的に体験や交流の機会を作るなどして、他者に対する思いやりや協調性を育むことが求められています。

また、高齢化社会が到来していることから、高齢者が楽しく集う場所の確保や、高齢者のための学習や文化・スポーツ活動の機会を充実させるとともに、長年培ってきた豊かな知識・経験を生かす機会づくりが求められています。

2. 高度情報化の進展

情報通信技術の飛躍的な発展は、情報通信ネットワーク社会を拡大し、同時に情報通信機器の普及・多様化は、日常生活に大きな変化をもたらしています。

現代社会では必要な情報を収集・選択し、情報機器を巧みに活用して、自ら情報を発信できる能力の育成が求められています。

また、ICT環境の充実整備と活用に向けた教員研修を実施し、より一層の情報教育の充実に向けた体制づくりが求められています。

さらに、メディアとのかかわり方を上手に抑制し、高度情報化に伴う人間関係の希薄化や情報をめぐるモラルや権利の保護など情報機器をめぐるトラブルを未然に防ぐ取組も必要です。

3. グローバル化の進展

交通・通信手段の発達によりスポーツ、文化などいろいろな分野で外国との交流が行われ、企業経済活動も国の枠を超えて営まれています。また、環境、エネルギー、食料、経済などの問題が、地球的規模の課題ともなっております。

国際交流が拡大している現代社会では、英語を始めとした語学力を身に付けたコミュニケーション能力の高いグローバルに活躍できる人材が求められています。

小学校からの外国語教育を充実させながら、語学力を高め、中高生の海外派遣等を継続的に実施し、人材育成を進めて参ります。

4. ライフスタイルの変化・価値観の多様化

技術の進歩により余暇時間が増え、人々の意識や価値観が多様化し、ゆとりや豊かさを求めて様々なライフスタイルへの欲求が強くなっています。

芸術文化、スポーツ・レクリエーション活動など幅広い事業展開と町内外の人々との交流活動等を推進し、質の高い生活を実現することが求められています。

本町に暮らす町民一人一人が、自分に合った学習活動により、充実した生活と生きがいのある人生を送るため、「生涯学習のまちづくり」を継続発展させていく必要があります。

5. 求められる生涯学習の在り方

科学技術など技術革新が速く、目まぐるしく変わる現代社会の中では、生涯を通して常に新しい知識を習得することが求められています。

将来を担う子供たちには、知識及び技能をもとに課題や目標に向かい、自らの力で切り開いていく適応力（社会を生き抜く力）を身に付けさせることが益々大事になってきました。

また、分権型社会では、国から地方へ、官から民への流れが進み、町づくりを進める主体や手法が多様化しています。

本町は、「生涯学習の町」を宣言し、協働参画による町づくりを進めて30年が経過し、「生涯学習フェスティバル」など各種団体による自主的な活動が展開されています。人口減少が進む町を継続発展させるため、時代によって変わる住民ニーズをしっかりと捉えた「生涯学習活動」を推進し、町民と行政による協働の町づくりを進める必要があります。

第2章 教育施策の基本方向と体系

本町教育目標の実現に向けて、次の四つの柱を基本方向とし、計画的かつ総合的に施策を展開することとします。

1. 生涯学習の推進

本町は、昭和62年に生涯学習の町を宣言し、基本理念を「まちづくりは、地域づくりであり、人づくりである」とし、住民誰もがいつでも学習できる体制づくりと、学習の成果を適切に生かすことのできる社会の実現に努めて参りました。今後更に「協働・参画による生涯学習の町づくり」を推進するため、町長を本部長とする生涯学習推進本部を核として、推進体制の充実を図り、住民の自主的・主体的な学習活動の支援に努めて参ります。

学習支援にあたっては、町民の学習ニーズの把握に努め、きめ細かな情報提供、多様な学習活動、社会参加活動の支援、自主活動団体の育成と町内全域の自治公民館の活動活性化などに努め、魅力ある社会教育の推進に努めます。

また、家庭、学校、地域が一体となって子供の健全育成を図る本県独自の教育振興運動は、知・徳・体のバランスのとれた子供たちの育成を目指すともに、併せて地域住民自らの学習機会となる運動として展開します。

2. 学校教育の充実

今日の学校教育に求められているのは、技術革新などにより日々変化する社会に主体的かつ柔軟に対応できる能力を持った人材を育成することです。

これまでの学習指導要領では、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」という知・徳・体の三つの要素をバランスよく育てることにより「生きる力」を育むとしており、平成29年3月に告示された学習指導要領（以下「学習指導要領」と記す）においてもこの「生きる力」の育成が継承されています。

また、学習指導要領が目指す姿として、育成すべき資質や能力について「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」の三つの柱を掲げ、育成の過程においては、子供一人一人の個性に応じた資質・能力をどのように高めていくかという視点も重視しております。スマートフォン、テレビ、ゲームなどの機器等と上手に付き合い、家庭においても自ら進んで学習するような環境を作ることが、学校と家庭が連携して取り組んでいくことが大切です。また、教員研修等の充実やICT機器の活用により「わかる授業」を展開し児童生徒の学力の向上を図ります。

集団生活の中で社会性を身に付け、「豊かな人間性」を培うために、道徳教育や体験学習などを通して、自らを律し他者と協調し、思いやる心や感動する

心などを育てて参ります。特にいじめへの対応については、今後とも学校や地域全体で取り組んで参ります。

多くの子供がスクールバスで登校することも一つの要因と思われませんが、児童生徒の体力水準が全体として低下していることや、本町が他の地域と比較して肥満の傾向が大きいことが指摘されています。「健やかな体」を培うには、継続的な運動を通して体力を付け、正しい食生活や早寝早起きなど健康的な生活習慣を身に付けることが大切です。

地域コミュニティーの中心であった学校が、統合により距離が遠くなった地域が多いことから、学校は自らの教育活動について積極的に情報を発信し、保護者や地域の人たちの参加や協力を求めていくなど、開かれた学校づくりを進めることが大切です。

3. 生涯スポーツの振興

技術革新や就労形態の変化に伴い、労働時間の短縮が進み、住民のスポーツ・レクリエーションへの欲求が多様化しています。また、住民の健康保持と体力の向上を図るためには、スポーツ振興は大変重要な役割を担っています。

従って、町民の多様なニーズに応え、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境整備が求められています。

町内のスポーツ関係団体と連携協力しながら、町民が生涯にわたりスポーツに親しみながら、健康の保持増進と体力の向上を図り、明るく豊かで生きがいのある生活を営むことができるようスポーツ施設の整備に努めるとともに、競技力の向上や各種スポーツイベントの開催を推進します。

4. 多様で個性ある文化の創造

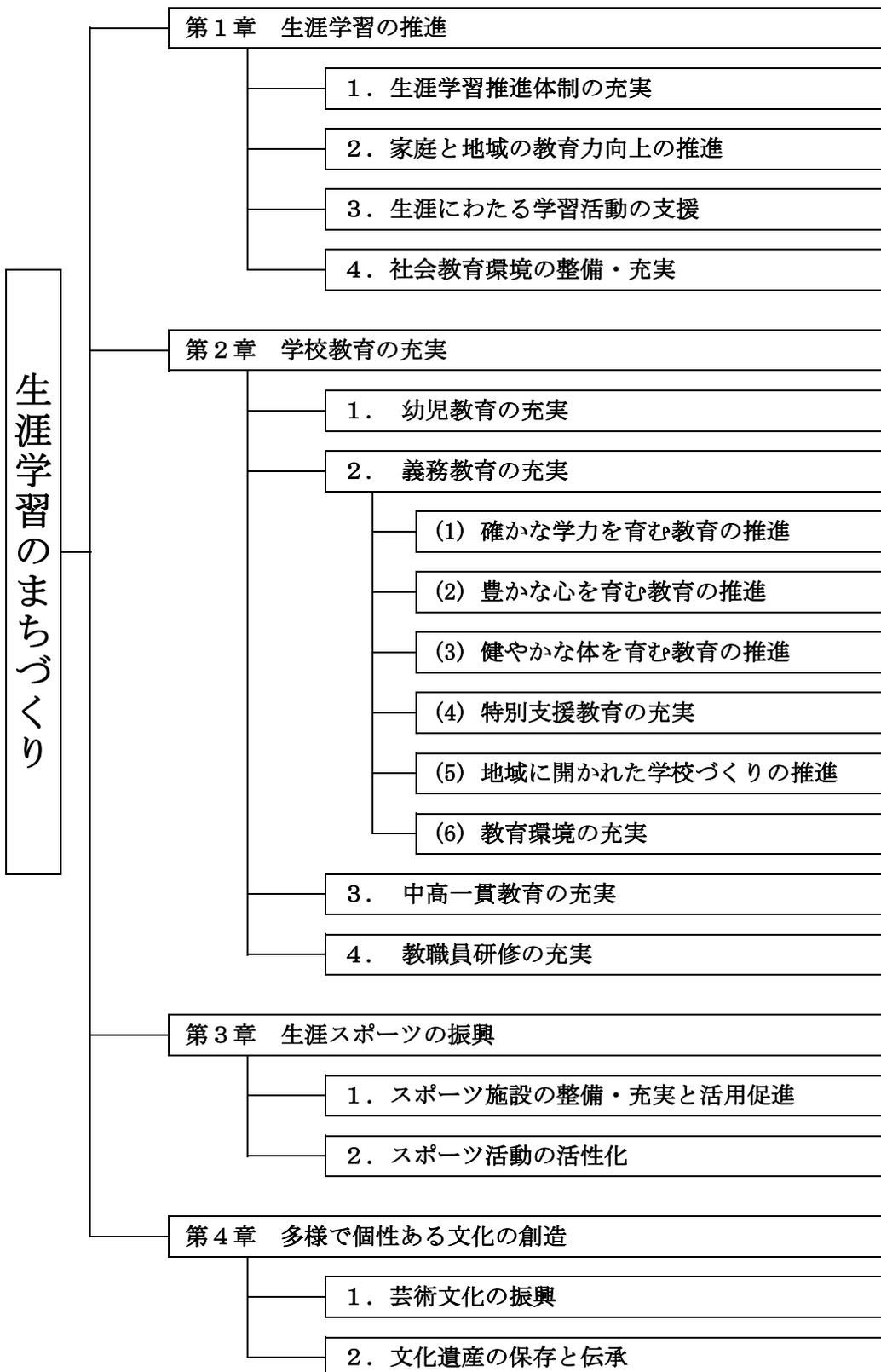
中央公民館を活動拠点に町文化協会所属の団体が多様な文化的活動を行い、生涯学習フェスティバルや郷土芸能発表会、かるまい朗読会など住民が主体的に取り組む活動も活発に行われています。また、本町には、優れた伝統芸能や価値の高い有形・無形文化財、町の成り立ちや先人の足あとを知る上で欠くことのできない遺跡、民俗文化財が数多く残されています。

さらに芸術文化活動を活性化させるためには、地域固有の文化を正しく評価、継承し、情報発信していくことが重要です。

古くから伝わる個性豊かな地域の文化を守るため、郷土芸能の伝承活動の支援と、彩りのある芸術文化活動を推進するとともに、文化財の調査・保存及び活用を図りながら貴重な文化財の保護に努めます。

III 各 論

【 施 策 体 系 図 】



第1章 生涯学習の推進

1. 生涯学習推進体制の充実

【現状と課題】

軽米町民憲章に定める「教養を高め、みんなで楽しい町をつくる」ために、町民が、生涯にわたって自由に学習機会を選択して学ぶことが必要です。

また、その学ぶことで得られた知識や技術の成果が適切に地域の発展や社会参加活動に生かされる環境の整備が求められています。

こうした中で、多様な学習ニーズに応えるため、社会教育関連施設との事業調整を図りながら、町民参加による協働・参画を進め、様々な分野において学習活動が活発に行うことのできる推進体制の充実を図る必要があります。

また、学習意欲を喚起するため、魅力ある講座の開設により、興味・関心を自発的・主体的な学習活動へ結びつけ、町づくりに生かしていくことのできる環境を整える必要があります。

【施策】

(1) 生涯学習推進体制の充実

本町の生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、生涯学習推進本部が中心となって、町民、団体、関係機関と行政が連携し、住民参画型の生涯学習推進体制の整備を図り、「まちづくりは、地域づくりであり、人づくりである」という基本理念に沿った各種事業の推進に努めます。

(2) 学習情報の提供

関係機関・団体の事業、行事等の調整を図り、生涯学習活動を一元的かつ体系的に示す生涯学習カレンダーを毎年発行するとともに、多様なメディアを活用した学習情報の提供に努めます。

(3) 協働・参画の町づくり

少子高齢化、過疎化などによる地域コミュニティの希薄化を解消するため、団体の育成及び活動、自治公民館活動を積極的に支援します。

また、町民と行政が協働して地域課題を学習する機会を設けるとともに、指導者の養成を図りながら、自ら企画し、学習の場を提供する団体等への支援を行い、社会参加を奨励して地域力を高めます。

2. 家庭と地域の教育力向上の推進

【現状と課題】

人間が成長する過程で、基礎的な資質や能力、人格を育成する重要な役割を担っているのは家庭です。

しかし、近年、核家族化の進行など社会状況の変化に伴い、家庭の教育力の低下が指摘されています。

また、子供たちのコミュニケーション能力の低下への懸念、青少年の社会参画をさらに推進していく必要性、高度化・複雑化する情報メディアへの対応など、青少年を取り巻く環境は常に変化しています。

そこで、子供が基本的な生活習慣を身に付けられるよう、家庭の教育力の向上に努めるとともに、家庭・学校・地域社会が一体となり、未来を担う子供たちを地域全体で育てていく必要があります。

【施策】

(1) 健やかな成長を育む家庭教育の支援

① 発達段階に応じた学習機会の提供

家庭の教育力の向上を図るため、子供を持つ親などを対象に、子供の発達段階に応じた子育て、しつけ、食育などに関する家庭教育学級や各種講座を開設し、参加を奨励します。また、子育てや家庭教育に関する啓発資料や学習情報の提供に努めます。

② 相談体制の整備と交流の場の提供

子育てに不安や悩みを抱え、孤立しがちな保護者を支援するため、保健・医療・福祉等の関係機関との連携・協力により、相談体制の整備に努めるとともに、子育てをする親の仲間づくりを促進し、親同士の交流の場を提供します。

(2) 青少年の心を育む学習活動の支援

① 地域ぐるみの活動の推進

自分たちの地域を理解し、郷土を愛する心や主体的に学ぶ意欲を持つ人間性豊かな青少年を育成するため、伝統文化の継承や世代を超えた交流など、地域ぐるみの活動を支援します。

また、保護者や地域住民の協力を得ながら、放課後の児童の居場所事業及び学校と地域の連携事業を推進します。

② 体験的な活動機会の充実

青少年の豊かな心や郷土を愛する心を育むため、地域の特性を生かした体験活動や異年齢、世代間が交流できる活動等、体験的な活動機会の充実を図ります。

③ 青少年団体活動の支援

子ども会活動をはじめ、各種青少年団体など青少年に自主的かつ創造的な活動機会を提供する団体の活動を支援します。

また、それらの団体との連携を図りながら、青少年が仲間と共に地域の課題に取り組む社会活動やボランティア活動など学習機会の充実を図ることを支援し、中高生のジュニアリーダーの育成に努め、地域における青少年活動の活性化を図ります。

(3) 地域と学校の連携・協働の推進

学区の広域化により、学校と地域の関わりが重要視されています。地域住民が学校や子供たちと関わりを深めながら、子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを推進します。

① 地域学校協働活動の実施

地域住民の参画を得て、地域で子供たちの学びや成長を支える取組として、学校支援活動、放課後子供教室、家庭教育支援を実施します。

② 教育振興運動の推進

子供、家庭、学校、地域、行政がそれぞれの役割を果たしながら、主体的に学ぶ意欲に満ちた人間性豊かな青少年を育成するため、地域が抱える教育課題（全県共通課題「情報メディアとの上手な付き合い方」、地域の教育課題「基本的生活習慣の向上」）の解決を図り、多くの大人が子供たちと関わり、地域全体で子供たちを育む環境づくりを推進します。

3. 生涯にわたる学習活動の支援

【現状と課題】

高齢化の進展やライフスタイルの多様化など社会が変化する中で、町民は心豊かで生きがいのある人生を過ごすため、様々な学習の機会を求めています。多様な学習ニーズに応えるため、より高度な学習機会の拡充と情報提供が求められています。

一方、情報化、過疎化の進行等による連帯意識の希薄化により、地域に根差した活動が停滞するなど、地域づくり活動の活性化が課題となっています。

このため、地域の連帯感の醸成と活性化に向けた学習機会の提供に努めるほか、地域づくりの役割を担うリーダーや指導者が求められています。

また、高齢者が人生の中で培ってきた豊かな経験や知識・技術を活用し、積極的に社会参加するための世代間交流事業など、様々な活動の場や機会づくりに努める必要があります。

【施 策】

(1) 多様な学習活動の支援

多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、生きがいや生活課題の解決などに向けて、関係機関・団体等との連携により、豊かな学習機会の提供に努めるとともに、町民の主体的な学習活動を奨励するために、学習意欲と創意工夫を生かした講座の開設や講師派遣の支援を行います。

また、学習の成果を発表、実践できる環境の整備に努めるとともに、活動グループの育成及び支援に努めます。

(2) 高齢者の学習活動支援

高齢者が生きがいをもって健康で豊かな生活ができるように、学習内容の充実を図り、高齢者の知恵、技術を積極的に活用した世代交流を行うなど、高齢者の社会参加を進めます。

(3) 社会参加活動の促進

「協働・参画による生涯学習の町づくり」という視点に立ち、身近な社会参加活動を支援する地域リーダーの活用を促進するとともに、男女共同参画の観点に立ち、男女がそれぞれ多様な能力を発揮し、社会のあらゆる分野の参画に向けての啓発活動や学習機会の拡充に努めます。

4. 社会教育環境の整備・充実

【現状と課題】

町民の学習ニーズに応えるためには、社会教育行政の関係者が新たな学習機会の提供や学習方法の在り方等についての研修や掘り起こしを継続して行うとともに、社会教育活動の中心的役割を担う社会教育主事の養成と配置を積極的に進めるなど社会教育活動を支える推進体制を整備することが重要です。

また、社会教育関係施設の多くは、老朽化が著しく、改築や整備が必要な状況になっています。町民の主体的な学習活動を支援するための拠点となる施設の整備・充実を図る必要があります。

【施策】

(1) 社会教育の専門職員の養成と配置

社会教育事業の専門的事項の企画等における指導・助言を行うため、定期的な社会教育主事の養成と効果的な配置に努めます。

(2) 社会教育関係職員研修の充実

町民の多種多様な学習ニーズに応えるため、社会教育関係職員の研修の充実を図るとともに、専門研修への参加を促し、職員の資質の向上に努めます。

(3) 社会教育関連施設の整備充実

町民が、生涯学習に関する情報提供及び学習機会の提供を総合的、効果的に推進するための社会教育関連施設の適切な運営と計画的な維持管理を進めます。

また、各種コミュニティ組織の活動を充実させるため、拠点となる自治公民館の整備支援を継続して進めます。

(4) 図書館運営の充実

生涯学習活動の情報拠点施設として、資料の整備、充実を図るとともに、導入された図書館情報システムを有効に活用し、町民が利用しやすい図書館の整備運営を図り、併せて学校図書館の支援に努めます。

また、町民の読書活動を推進するため、図書館ボランティア等と連携し、各種講座の開設や読書への関心を深める機会を提供しながら、さらなる利用者の拡大に努めます。

第2章 学校教育の充実

1. 幼児教育の充実

【現状と課題】

幼児教育は、自制心や規範意識、コミュニケーション能力の開発など、小学校入学に向けた集団生活への対応能力を身に付けさせることと同時に、基本的な生活習慣の習得や体力の強化など家庭教育の不足を補う役割を果たします。

本町の幼児教育関係施設は、1つの町立幼稚園と4つの町立保育園が設置されており、各地区における幼児教育の役割を担っています。

一方で、少子化や保護者の就業形態の変化等に伴い、子育てに対する多様な支援が求められている中、幼稚園の入園児数は減少し、保育園では3歳未満児保育の需要が増加するなど、幼児教育関係施設の充足状況が不均衡な状態となってきました。

今後、保護者のニーズに対応した保育サービスの一層の充実が求められています。

【施策】

(1) 幼児教育の充実

地域の特性や幼児の実態に応じて教育目標を設定するとともに、幼児とのふれあいを大切にしながら、幼児一人一人の個性や能力を伸ばす、きめ細かな指導に努めます。

教育目標を達成させるため、教職員の指導力を高める研修を行い、創意と工夫に満ちた教育活動を展開し、特色ある幼稚園づくりに努めます。

(2) 施設運営の弾力化

保育ニーズに対応し、子育て支援を充実させるため、預かり保育や相談活動を充実させるとともに、幼児教育と保育を総合的に提供する認定こども園への移行も視野に入れて、総合的に幼稚園運営の在り方を検討します。

(3) 幼稚園・保育園と小学校との連携

育ちと学びの連続性の視点から、小学校教育への円滑な接続を図るため、小学校と関係施設による合同研修会や相互参観の実施など、互いの教育内容について共通理解を持ち、連携を図るよう努めます。

2. 義務教育の充実

(1) 確かな学力を育む教育の推進

■ 児童生徒の学力の向上

【現状と課題】

学力調査等の結果から、本町の児童生徒の「授業の内容がわかる」割合は改善傾向が見られており、各学校の取組の効果が出てきたものと考えられます。

一方で、教科や領域、学年によっては学習内容の定着や理解促進のための家庭学習の取組状況に課題が見られることから、学力向上に向けて、よりわかりやすい授業への改善と自立した学びに向けた取組が必要となってきます。

今後も、知識及び技能を確実に習得させ、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を身に付けさせることが求められています。

【施策】

① 「わかる授業」づくりの推進

「いわての授業づくり3つの視点」に基づき、国語・算数（数学）・英語を核として、教員の授業力向上や「わかる授業づくり」が推進されるよう、個別学校訪問や学力向上事業の充実を図ります。

また、学校公開研究指定を継続し、教員相互の授業参観や校内研修など教科横断的な学校全体の組織的取組により、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が図られるよう支援を行います。

② 学習定着状況の把握

国・県による学力調査に加え、対象学年以外の児童生徒に対し学力検査を実施し、学習定着状況を適切に把握・分析し、適切な目標設定のもと学力向上に向けた授業改善や学校組織全体の取組が推進されることを支援します。

③ 学習習慣形成の推進

学校と家庭が連携して学習習慣の形成を図るため、メディアの利用状況を把握したり、「ノーメディアの日」を取り入れたりしながら、学力向上のための家庭の理解促進に努めます。

④ 個に応じた指導の充実

児童生徒の基礎学力を確実に定着させ、これらを活用した思考力、判断力、表現力等を育むため、少人数指導やティーム・ティーチングを取り入れるなど、理解や習熟の程度に応じた指導や補完的な学習及び発展的な学習などを行い、個に応じたきめ細かな指導体制の充実に努めます。

⑤ 小中連携の推進

小中9年間を見通した系統性、計画性のある教育課程の編成を推進し、学習指導、生徒指導の連続性に配慮した、きめ細やかな指導の充実に図ります。

また、交流授業や授業研究会、合同行事の開催等により、小中連携や小小連携を積極的に推進します。

■ キャリア教育の推進

【現状と課題】

本町では、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる勤労観・職業観を育てるために、町内の各種事業所の協力のもと、平成18年度から、中学生による職場体験(キャリアスタートウィーク事業)を実施しています。平成22年度には、キャリア教育の実践により文部科学大臣から、優良団体賞を受賞しました。

現代社会においては、小中学生の時期に、家庭や地域で勤労を体験する機会が少なくなってきたおり、勤労観や職業観が自然に養われる機会が少なくなっております。

今後も、キャリア教育推進協議会を中核とし、関係機関等との連携による発達段階に応じた適切なキャリア教育の一層の充実が大切となります。

【施策】

① 教育活動を通じた推進体制の確立

学校教育目標等とキャリア教育について関連を図るとともに、キャリア教育担当を中心とし、組織的な校内体制の充実に図ります。

児童生徒の発達段階に応じた系統的なキャリア教育が実践されるよう、小中9年間の系統を見据えた全体計画と指導計画の整備を支援します。

② 家庭・地域・産業界との連携

商工会や農業委員会、町内事業所、関係機関による「キャリア教育推進協議会」と連携し、キャリア教育への支援を依頼します。

また、受入事業所を含めて、子供たちに伝えるべき「職業の特性」「実社会でのモラルやマナーの体得」「コミュニケーション能力の向上」など教育的意義の共通理解を深めながら推進するよう連携強化を図ります。

■ グローバル人材の育成

【現状と課題】

グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力はこれまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、国際的に広い視野をもって活躍する人材が求められています。

本町では、平成7年度から中高生の海外派遣を実施し、国際的視野に立った人材育成を目指すとともに、英語力のさらなる向上を図るため、平成23年度から中学生の英語検定受験料を全額助成しています。

一方、小学校においては、中学年で「外国語活動」、高学年で「外国語科」が導入され、中・高等学校の外国語教育の高度化が図られるなど、将来に向けた国際的なコミュニケーション能力の育成が一層重視されています。

今後も、小・中・高等学校一貫した学びを重視し、教材の整備や研修体制の改善、外部人材の活用などにより、外国語教育の充実を一層図っていくことが必要です。

【施策】

① 教育活動を通じた推進体制の確立

学校教育目標等と国際理解教育と関連を図るとともに、国際理解教育担当を中心とし、組織的な校内体制の充実を図り、児童生徒が異文化と関わる実践的な学習活動の推進に努めます。

また、小・中学校を通じた外国語教育の一層の充実のために、担当教員を対象とした研修会を実施し、外国語活動及び外国語の授業力向上を図ります。

② 外国語指導助手の活用

小・中学校に外国語指導助手を派遣し、外国の習慣や文化に対する興味・関

心を高めるなどの国際理解教育を充実させるとともに、小学校においては、外国語教育の拡充に対応するため、専門性を一層重視した指導を行うことができる体制の構築を支援します。

③ 海外派遣研修の実施

中高生を海外に派遣し、外国の文化や風土に直接触れることを通して、異文化理解や国際交流に対する意識や、コミュニケーション能力の向上を図り、国際感覚豊かなグローバル人材の育成に努めます。

■ 情報教育の推進

【現状と課題】

日々進化する情報化社会に対応できる基礎的な資質を養うため、ICT機器を利用した情報活用能力の育成が求められているとともに、授業の中でICT機器を効果的に活用しながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図っていくことが重要だと考えられています。

本町では、電子黒板や実物投影機、タブレット端末の整備・導入を段階的に進め、授業での日常的な活用が図られています。

今後、ICT機器を一層有効に活用するための指導方法の研究や、情報活用能力及び情報モラルの育成に関する指導の充実を図る必要があります。

【施策】

① 教育活動を通じた情報活用能力の育成

学校教育目標等と情報教育と関連を図るとともに、情報教育担当を中心とし、組織的な校内体制の充実を図ります。

プログラミング教育等コンピュータを活用した学習活動を充実させ、児童生徒の発達段階に応じ、指導目標を明確にして情報活用能力の育成に努めます。

② ICT機器の環境整備と指導力の育成

学習指導要領の実施に向け、電子黒板やプロジェクタ、大型テレビ等の大型提示装置、タブレット端末等ICT機器の環境整備を段階的に進めます。

ICT機器をより有効的、効果的に活用するために、ICT支援員の派遣や教員研修を実施し、ICT機器を活用した授業力の向上を図ります。

③ 情報モラルに関する教育の充実

児童生徒のインターネット利用状況を把握し、実態に応じた適切な情報モラル指導を実施するとともに、情報モラル教育に関する教員研修を通して、教員の情報モラル指導力の向上を図ります。

(2) 豊かな心を育む教育の推進

■ 道徳教育の充実

【現状と課題】

道徳教育については、平成27年3月の学習指導要領一部改正において、道徳を「特別の教科」に位置付けるとともに、いじめ問題への対応の充実等の観点から、内容の改善や指導方法の工夫を図ることなどが示されました。

自他の生命と他者の人権を尊重し、大切にすることを基軸に据えた道徳教育を推進し、学校や社会での集団生活の中で、それぞれの個性を発揮し、豊かな人生を送ることのできる基礎を育てていくことが求められています。

【施策】

① 学校教育活動全体を通じた道徳教育の充実

学校における道徳教育全体計画や年間指導計画の工夫・改善を通して、学校教育にボランティア活動や自然体験活動、文化芸術体験活動などを適切に位置づけながら、学校教育活動全体を通じた道徳教育の質の向上を図ります。

特に、東日本大震災被災地との交流活動等を通じて、「絆」や「命」の大切さを学び、自らの生き方や人の在り方について考えを深める学習機会を作ります。

② 「特別の教科 道徳」の充実

新たに「特別の教科」として位置付けられた道徳の趣旨を理解したうえで、その内容や評価、指導体制の在り方等を見直しながら、道徳教育の要となる道徳の授業の改善を図ります。

③ 家庭、地域社会との連携を深める道徳教育

学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる体制を整え、家庭・地域の教育力を高めます。また、児童生徒の自立心や人間関係を形成でき

る能力の育成を進めるため、スポーツや伝統芸能の継承など、家庭や地域との協働による教育活動の充実を図ります。

■ 生徒指導の充実

【現状と課題】

不登校の原因が多様化・複雑化する中、不登校の出現率は学年を追うごとに増加する傾向が見られます。背景には、集団への不適応や学習意欲の低下などの学校環境による要因のほか、保護者の養育意識の低下や家庭環境による要因もあり、組織的な対応が一層重要となってきます。

今後も引き続き、学校不適応や問題行動の未然防止、早期発見・早期対応に力を入れて取り組むとともに、各校で作成した「いじめ防止対策基本方針」の趣旨を踏まえたいじめ防止などの取組を推進する必要があります。

また、諸調査の結果より、本町の児童生徒の自己肯定感が低いことが明らかとなっており、自己肯定感の醸成が急がれる状況にあります。

【施策】

① 不登校児童生徒への支援の充実

不登校児童生徒やその保護者に対して、教育相談員やスクールソーシャルワーカーによる面談や家庭訪問のほか、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施により、各校における不登校児童生徒への対応を支援します。

また、福祉担当者等と連携したケース会議の開催や、必要に応じて病院や児童相談所等の関係機関との連携を行い、学校復帰への支援を行います。

② いじめ防止への取組の推進

「軽米町いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、学校関係者や関係機関、有識者らで構成する「軽米町いじめ防止連絡協議会」を開催し、各機関と連携を図りながら、いじめの未然防止のための取組の推進を図ります。

また、いじめや情報モラルに関わる研修を、生徒指導主事等を対象に実施し、学校におけるいじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応や、組織的な対応の強化が図られるよう支援します。

③ 認め合い、高め合う集団の育成や体験活動の推進

学校教育目標と連動した生徒指導の充実による、一人一人に向き合う学級づくりに取り組むとともに、対話のある授業実践により、子供たちがお互いに認め合い、高め合うことができる集団づくりを実現し、自己肯定感が育まれるよう支援します。

また、ボランティア活動等の体験活動への参加を促し、社会参画や地域貢献に対する意欲を育成するとともに、児童生徒が認められ、感謝される経験を通して自己肯定感の醸成が図られるよう支援します。

■ 環境教育の推進

【現状と課題】

地球温暖化や気候変動など地球規模の問題や、身の回りの地域におけるゴミ問題など、かつてない広がりや複雑さをもって環境問題が顕在化しています。

本町の小学校では、太陽光発電など自然エネルギーの活用に係る学習やゴミの分別収集への取組など多彩な学習活動が行われています。

今後も、知識の習得や理解にとどまらず、自ら行動する態度の育成や、これらの問題に関する正しい理解を深め、環境保全に参加する態度や問題解決に向けた行動力の育成が求められています。

【施策】

① 身近な自然や環境問題を題材とした学習の推進

各学校の環境教育に関する年間指導計画に基づき、身近な地域の自然や環境問題について、観察・調査・見学等の体験的な学習を通して、環境保全や資源の重要性等に関心を持たせ、環境教育の推進が図られるよう支援します。

② 家庭・地域との連携の推進

家庭と連携した3R運動の取組や、地域の水生生物の調査、地球温暖化防ごう隊への参加などを通して、児童生徒の環境保全の意識を高めます。

※ 3R運動 Reduce（リデュース）廃棄物の抑制、Reuse（リユース）再利用、Recycle（リサイクル）再利用

（３）健やかな体を育む教育の推進

【現状と課題】

体力・運動能力調査等の結果より、日常の運動が習慣化されておらず、体力・運動能力が低い児童生徒が見られ、その改善に向けた取組が必要です。

また、ライフスタイルや食生活の変化などから生活習慣病の発症など現代的な健康課題が多様化・深刻化しており、アレルギー疾患の増加、感染症の集団発生、いろいろなストレスから心の健康に問題を抱える児童生徒も増えています。

「早寝・早起き・朝ごはん」など規則正しい生活習慣を身に付け、スポーツの楽しさ、喜びを体験させながら、生命を大切にし、自らの健康について考え、行動できる正しい知識と判断力を身に付けることが求められています。

また、学校管理下における安全確保や登下校中の交通事故防止、授業や学級活動における安全指導や防災・防犯教育のさらなる充実が求められます。

【施 策】

① 体力向上の推進及び運動に親しむ態度の育成

体力・運動能力テストにより、児童生徒の実態把握に努めるとともに、自らの体力や技能の向上に関心を持たせ、生涯にわたって運動を継続するための基盤となる意欲・態度や技能の育成を図る支援を行います。

② 学校保健の充実

児童生徒の日常の健康観察を重視するとともに、事後指導を含む定期健康診断の適切な実施によるきめ細かな保健管理と学校医や関係機関、家庭との連携を図りながら学校保健の充実に努めます。

また、規則正しい生活習慣を身に付けることを基本とする指導を学校の教育活動に組み込むとともに、校務分掌に担当を設けるなど、校内体制の確立を図ります。

③ 学校安全の充実

児童生徒が安全で安心な学校生活を送るため、施設・設備の点検を実施し、危険な状態の発生を未然に防ぐように努めます。

また、地震や火事などの発生を想定した訓練を定期的実施し、児童生徒及び教職員が緊急時に冷静に対応できるように準備します。

通学路における事故防止のため、家庭や地域、関係団体と連携して見守り活動の強化を図ります。

④ 学校給食の充実

学校給食の充実を図るため、発達段階に応じ、栄養バランスのとれた内容と適切なカロリー摂取ができる献立により給食を提供します。

また、給食調理場の施設整備により、安全安心な学校給食の提供に努めます。

学校や家庭と連携し、増加する食物アレルギー疾患を持つ児童生徒の状況を把握し、代替食の提供等を図るとともに、全ての児童生徒が楽しく学校生活を送ることができるよう、個々の実態に合わせた対応を行います。

⑤ 食育の推進

子供たちがバランスのとれた規則正しい食生活や望ましい食習慣について学習する授業を行います。郷土の風土や文化などの特性を活かし、地元食材、伝統的な食習慣などを学ぶ機会の確保に努めます。

また、食に関わる人々への感謝と思いやりの心を育てるため、地域や家庭と連携した食育指導の充実に努めます。

(4) 特別支援教育の充実

【現状と課題】

本町では、特別な支援を要する児童生徒をサポートする支援員の配置をはじめ、教育相談の実施や関係機関の連携により、支援体制の整備を図って参りました。

一方で、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、インクルーシブ教育に関する理解の促進や、児童生徒一人一人の状況に応じた適切な学習環境の整備、きめ細かな対応が求められています。

今後も、特別な支援を要する児童生徒の早期発見と的確な状況把握に努め、適切な教育支援を実施できるように体制を整備する必要があります。

※ インクルーシブ教育 障がいのある子供を含むすべての子供に対して、一人一人の教育的ニーズにあった適切な支援により、通常の学級において行う教育

【施策】

① 適切な就学支援の推進

幼児教育関係施設や小・中学校における、特別な支援を要する児童生徒の実態把握に努め、福祉や医療機関と連携しながら、特別支援学級や通級による指導等、適切な就学支援に努めます。

② 合理的配慮の支援・指導体制の充実

特別な支援を要する児童生徒が在籍している学校に対し、支援員を配置するなどきめ細かな対応に努めます。支援員や特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修や実践交流を実施し、適切な支援体制の充実に努めます。

また、特別な支援を要する児童生徒や保護者に対する相談・支援体制の充実や、バリアフリー化など学校施設の環境整備の充実に努めます。

「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成・活用し、早期からの一貫した校内支援体制の構築や、学校をサポートする体制の充実に努めます。

③ 交流及び共同学習の推進

特別な支援を必要とする幼児、児童生徒の発達を促すとともに、すべての幼児、児童生徒の理解と認識を深めながら、特別支援学級と通常学級との交流や特別支援学校との交流など共同学習に積極的に取り組みます。

(5) 地域に開かれた学校づくりの推進

【現状と課題】

本町では、各学校で「いわて型コミュニティ・スクール」の取組を推進し、目標達成型の学校経営計画のもと、家庭や地域と協働する学校経営を一層充実させています。

一方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年4月1日一部改正）では、「全ての公立学校がコミュニティ・スクールになることを目指し、学校運営協議会を置くように努めなければならない」と定めております。

今後、既存の取組を活用しながら、文科省で進める「コミュニティ・スクール」への移行も視野に、学校と家庭、地域の連携を一層深めることが必要です。

また、「いわての復興教育」の3つの教育的価値「いきる、かかわる、そなえる」のうち、様々な自然災害等に「そなえる」取組を一層充実したものとするため、発達段階に応じた防災教育や、家庭・地域・関係機関が連携した防災教育を推進していく必要があります。

【施策】

① 目標達成型の学校経営の推進

各学校が、全教職員の参加のもとにそれぞれの学校経営計画を策定し、設定した目標や具体的な取組等の達成状況や進め方などの学校評価を行うとともに、

その結果と今後の改善策を保護者や地域に広く公表、報告するように支援を行います。

② 学校と家庭・地域との協働の推進

「まなびフェスト」と教育振興運動の目標の共有化を図りながら、今日的な教育課題解決に向け、学校と家庭・地域が連携して取り組むことができるよう支援を行います。

また、地域ゆかりの先人・自然・文化など、地域特有の学習素材を授業等に活用し、郷土に誇りをもつ心の醸成に努めるなど、各学校が特色ある教育活動を推進し、ふるさとを愛する人材を育成するよう支援します。

③ 地域と連携した実践的な防災教育の推進

大きな被害をもたらした東日本大震災や雪谷川・瀬月内川の氾濫の経験を踏まえ、自然災害に対する理解や防災意識を高める指導を行います。

学校・家庭・地域・関係機関が連携した地域連携型の防災教育の推進と、教育研修の充実を図り、「共助」の精神を兼ね備え、地域の防災に進んで参加するなど、地域防災を支える人材の育成を図ります。

(6) 教育環境の充実

【現状と課題】

本町では、少子化による児童生徒の減少が続き、平成13年3月の学区調整委員会及び平成23年12月の第二次学区調整委員会から出された意見に基づき統廃合を進めて参りました。平成26年度には、町内に3つの小学校と1つの中学校となる統合が実現されています。

平成27年度には、老朽化して耐震強度が不足していた軽米小学校の校舎及び屋内運動場の建設整備も終了し、耐震強度不足はすべて解消しました。

今後は、統合に伴い通学に必要なとなっているスクールバスの効率的な運行管理を行うとともに、児童生徒が安全安心な教育環境で学校生活を送れるよう教育施設の整備充実が必要となっています。また、統廃合によって生じた老朽化した廃校舎等の取り壊しが課題となっています。

【施 策】

① スクールバスの運行管理

学校ごとに、各地域における児童生徒数の実態を把握するとともに、実態に応じ効率的なスクールバスの運行に努めます。

② 教育用備品の整備

学習指導要領に沿った指導を行うため、教材備品や学校図書館図書の実態を整備を進めます。また、情報教育を推進するため、ICT機器の整備などICT活用による教育環境の充実に努めます。

③ 教育環境の整備

児童生徒が安全安心な教育環境で学校生活を送れるような施設の管理及び整備充実に努めます。また、統廃合による遊休施設の有効利用を進めるとともに、老朽化した廃校舎の計画的な取り壊しを進めます。

3. 中高一貫教育の充実

【現状と課題】

本町は、平成13年度に連携型中高一貫教育を導入し、6年間の見通しを持った環境の中で、計画的・継続的な学習指導や進路指導、個性の伸長を図るための教育活動が推進されてきました。

今後は、少子化による生徒数の減少が著しいことや、県立高等学校の再編計画が進行中であることなどから、これまで行われてきた中高一貫教育を土台としながら、中高連携した特色のある取組が必要とされています。

【施 策】

(1) 6年間を見通した一貫した指導

英語・数学の授業交流に関わるカリキュラムの作成を中心に、中学校・高校6年間を見通した一貫した学習指導を実施し、生徒一人一人の学力の向上、適切な進路指導に努めます。

また、中高6年間の「総合的な学習の時間」を活用した地域学習「かるまい学」を核とし、ふるさとを守り、ふるさとに貢献する人材の育成に努めます。

(2) 地域との連携

中高一貫教育の取組を伝える「中高一貫だより」を定期的に発行するとともに、中高一貫教育支援者会議などを充実させることにより、保護者や地域住民の意向を踏まえた中高連携を図り、生徒や保護者、地域の期待に応える魅力ある学校づくりに向け、地域との連携体制の一層の強化に努めます。

(3) 交流活動の充実

中高教員による授業交流を基軸としながら、中学生による高校の授業見学や体験入学などを積極的に行い、生徒会活動や学校行事、スポーツ・文化活動等による生徒の交流の充実を図ります。

4. 教職員研修の充実

【現状と課題】

本町では、これまでも県教育委員会と連携を図りながら、多様な研修メニューによる教職員研修を行い、教員の資質向上や、教科指導・生徒指導などの実践的指導力の向上に努めてきました。

今後の教育改革の方向性を踏まえた研修の充実を図るとともに、専門性の向上や新たな課題に積極的に取り組む意欲の向上を目指し、研修内容の工夫・改善が重要になっています。

【施策】

(1) 教職員研修を通じた人材育成

県立総合教育センターや教育事務所と連携を図りながら、教職経験者研修をはじめとした様々な研修や、教職員の人材育成に資する研修を実施し、教職員としての使命感や自覚、研修意欲の向上及び教職員の人材育成に取り組みます。

(2) 指導力向上に資する研修の充実

今後の教育改革の方向性を踏まえ、学習指導要領の趣旨に基づく授業改善やICTを活用した学習指導、拡充される外国語教育に関わる指導等、教職員の指導力向上に資する多様な研修会を開催します。

また、教務主任や研究主任、生徒指導主事等、職務に応じた研修を実施し、学校の要となる主任としての資質向上と、学校の組織的運営力の向上を図ります。

第3章 生涯スポーツの振興

1. スポーツ施設の整備・充実と活用促進

【現状と課題】

町民の健康づくりを推進するため、生涯スポーツの振興とそのためのスポーツ施設の充実が求められています。

本町では、町民体育館、ハートフル・スポーツランドを核として、おかりや元気館、町民テニスコートなどの施設を整備し、町民のスポーツ活動の活性化を図って参りました。

多様化するスポーツニーズを把握し、町民のスポーツライフを充実したものとするため、今後もスポーツ施設の整備を計画的に進める必要があります。

【施策】

(1) スポーツ施設の計画的整備

町民のスポーツ・レクリエーション人口、及びニーズに合わせたスポーツ施設の整備・充実に努めます。

また、既存施設の計画的な整備補修を進め、有効活用に努めます。

(2) 学校体育施設開放事業の充実

学校体育施設の開放事業を積極的に進め、地域住民が身近な場所でスポーツ・レクリエーション活動に参加できるように、学校開放事業の継続・拡充を図ります。

(3) スポーツ施設の活用促進

競技スポーツにとらわれず、多様化するニーズ・社会変化に対応した施設運営を推進し、スポーツ施設の活用促進を図ります。

2. スポーツ活動の活性化

【現状と課題】

町民一人一人が、生涯にわたりスポーツに親しみ、心身ともに健康的な生活を営むことを目的として、町民総参加の軽米町総合体育大会を中心とした各種スポーツ事業を実施してきました。

町民のスポーツに対するニーズは年々多様化しており、各々の年代や関心、適性等に応じたプログラムを充実させ、参加機会の拡充を図るとともに、指導者の育成及び確保を図ることで、町民が日常的にスポーツ活動を親しむための環境を整備していく必要があります。

また、競技スポーツの振興を図るため、体育関係競技団体への育成支援を強化し、活性化を図る必要があります。

【施策】

(1) 町民のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実

町民のニーズに応じたスポーツプログラム、町民参加型の総合体育大会の運営に努め、スポーツに関する行事や施設情報を広く町民に提供し、町民のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション指導者の養成・確保

スポーツ活動・各種大会運営や選手育成などを支援するため、指導者の養成・確保を図り、関係団体と協力して指導者バンクを整備します。

(3) スポーツ団体の育成・支援

町体育協会やスポーツ少年団、地区体育振興会等のスポーツ関係団体の育成・支援に努め、各団体の活動強化を図ります。

(4) 競技スポーツの振興

小中学校、高等学校、各競技団体と相互に連携を図りながら、競技人口の拡大や人材の発掘・育成に努め、競技力の向上を図ります。

(5) 生涯スポーツ推進体制の整備・充実

スポーツ推進委員協議会、体育協会、スポーツ少年団、地区体育振興会などの関係団体と連携し、生涯スポーツ推進体制の整備・充実に努めます。

第4章 多様で個性ある文化の創造

1. 芸術文化の振興

【現状と課題】

芸術文化は人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであり、同時に、社会全体を活性化するうえで大きな力となるものです。

このことから、町民の心豊かな生活を実現するため、芸術文化の鑑賞機会の提供、主体的に芸術文化活動に参加することができるよう学習機会の充実、施設整備など、広く町民が芸術文化に親しむことができる環境づくりが必要です。

また、本町では、町文化協会に加盟する芸術文化団体が主体的に活動していますが、会員の高齢化や会員不足により活動が充分とはいえない状況も見受けられます。そこで、芸術文化活動に対する町民意識の啓発を図るとともに、芸術文化団体の活動支援と育成を図る必要があります。

【施策】

(1) 町民の芸術文化活動の推進

文化協会と連携を図りながら、各種講座やワークショップを実施し、町民が芸術文化活動に参加する機会を提供します。

芸術文化活動の成果を発表する機会として町民文化祭を開催し、町民の意欲的な芸術文化活動を支援します。

演劇・音楽等の舞台観賞、絵画・書道等の作品展示等を開催し、町民に質の高い芸術文化にふれる機会を提供します。

(2) 芸術文化団体の育成と支援

芸術文化団体や自主サークルの活動意欲を高め、活動が活発に行われるよう成果発表の場や機会の充実を図ります。

各団体が自主的・意欲的に活動できるよう支援や助成を行います。

2. 文化遺産の保存と伝承

【現状と課題】

本町では、町内に存在する貴重な文化遺産を後世に伝えていくため、開発により失われる遺跡の発掘調査などを行い、記録・保存化を行っています。

併せて、試掘などにより遺跡の分布や内容などを調査し、開発行為との円滑な調整を図ってきました。

また、地域に伝わる芸能については、補助事業などを活用して衣装・道具の整備や、芸能発表の機会を増やし、継承活動の推進に努めてきました。

地域に残る貴重な文化財を守り、後世に伝えていくためには、文化財を正しく理解し、誇りを持ち、大切に守り伝えていくことが大切です。

開発行為などにより文化財の散逸化も危惧されることから、今後とも調査を進め、文化財の由来所在を調査確認し、記録作成を継続的に進め、その実態を明らかにする必要があります。

【施 策】

(1) 文化財の調査と指定の促進

埋蔵文化財の試掘調査・内容確認調査・記録保存のための本発掘調査を行い、遺物の回収と出土情報の登録・撮影等により、資料の保存及び記録保存を推進します。

町内に多く存在する有形文化財・民俗文化財・記念物など、貴重な文化財を掘り起こし、有効な保護を図るため、計画的に文化財の所在や由来の調査・記録を推進します。

また、その中でも貴重又は重要な文化財について、文化財指定を推進します。

(2) 文化財の保存と活用

文化財を災害や散逸から守り、保存・活用を図るため、文化財の定期的な見回りや収蔵に努めるとともに、町歴史民俗資料館等で公開に努めます。

また、岩手県より譲与された町出土の埋蔵文化財について、適切に管理するとともに、資料の公開に努めます。

郷土芸能等無形民俗文化財については、保存団体の支援や後継者の育成と記録保存を図り、郷土芸能まつり等発表の機会を充実させ、継承保存に努めます。

(3) 文化財愛護思想の啓発

軽米町史等の販売促進を図るほか、文化財調査報告書等の発刊及び文化財展等の開催、メディア等への発信を推進し、町の文化財について広く理解されるよう努めます。

実 施 計 画

実施計画の策定と推進

1. 策定の目的

実施計画は、基本計画に掲げられた施策の方向を受けて、計画期間内に重点的に実施すべき事業を主要事業として選定し、その具体的内容を明らかにするものです。

なお、実施計画の推進にあたっては、計画目標を指針として施策の優先度や重要度を勘案し、計画的、効果的な事業の推進に最大限の努力を傾けるものとします。

2. 期間

実施期間は、平成 30 年度を初年度とし、平成 34 年度を目標年次とする 5 年計画とします。

3. 点検と見直し

実施計画を推進する過程においては、事業の意義や効果、実施方法などについて、参加する町民や子供の意見を聞く機会を積極的に設け、必要に応じて見直すなど、P D C A サイクル（Plan〔計画〕 Do〔実行〕 Check〔点検〕 Action〔改善〕）を基本とした事業展開を行います。

4. 主要事業

計画期間内において、重点的に実施すべき事業は次のとおりです。